



1956(昭和31)年
経済白書「もはや戦後ではない」
1960(昭和35)年
池田内閣「国民所得倍増計画」発表
1961(昭和36)年
農業基本法制定
米価闘争の定式化

執筆 田中照良 元J A全中教育部

1956年の経済白書は「もはや戦後ではない」と書き、高度経済成長への突入を宣言した。

1960年には池田内閣による「国民所得倍増計画」が発表されたが、現実の日本経済の成長はそれを上回るものであった。

激動する日本農業の方向づけを行った「農業基本法」が1961年に制定された。その概要と特徴をみると、新しい政策・措置等が多く打ち出されている。

最後に米価闘争をみた。米価闘争は1961年ころに定式化され「米価の季節」との流行語も生まれたが、どこまで効果があったか疑問が残る、と結んだ。

■ 高度経済成長と農協をめぐる環境の変化

1956(昭和31)年の経済白書の序文で「もはや戦後ではない」という一節があるが、これは戦後復興の終了と高度経済成長への突入を宣言した名文句といわれている。

わが国の高度経済成長は、1955(昭和30)年の神武景気あたりから1973(昭和48)年のオイルショックまでの時代をいう。その特徴は、世界史でもほとんど例を見ない年平均約10%の実質経済成長率を記録したことであり、急速に経済大国へと発展した時代である。1968(昭和43)年にはG N P(国民総生産)が世界2位となり、国民の生活水準を大きく向上させた。

この時代の日本経済の成長の実態をみていこう。

1960年には池田内閣の手によって国民所得倍増計画が発表され、10年

間で実質国民総生産を倍増させるという、その目標の大きさが話題となったが、現実の日本経済の成長はそれをはるかに上回るものであった。1961～70年(昭36～45)の9年間にわが国の国民総生産は20兆円から75兆円へと3.8倍に増大しており、物価変動を除去した実質規模でみても3.3倍という驚異的なものであった。

(『新版 協同組合事典』家の光協会 p 348)

こうした長期にわたる高度経済成長は、農協の各事業を大きく成長させ、その経営を急速に好転させていった。その結果、高度経済成長期末期には「マンモス農協」と評されるような存在までに成長した。

その一方で大都市と農村の経済格差、農工間の所得格差を発生させ、地方の過疎化や若者の地方離れが進んだ。このため農村における従来の社会・経済関係が大きく崩壊し、農協の組織基盤である農民の異質化、多様化が急速に進行していった。こうして、農協にとっての構造問題が、組織、事業、経営の全面にわたって顕在化してくる。

その後のわが国の農業、農協運動に大きな影響を与えることになる「農業基本法」についてみていきたい。

■「農業基本法」の概要と特徴

1961(昭和36)年6月、「農業基本法」が制定され、激動する日本農業に基本的な方向づけの上で大きな影響を与えることになった。

基本法が制定されるに至った理由は幾つか挙げられます。第1は、戦後の食糧不足に基づく農業の優位性が次第に失われるとともに高度経済成長の影響を受け、農業の側に好ましくない歪みが見られるに至ったこと。第2は、占領からの解放に伴う貿易自由化等に対処し、日本経済の構造を、農業をも含めて全体的に再編成していこうという動き、すなわち、36年、池田内閣が正式に策定した「所得倍增計画」の一環として、農業の構造改善を行なうという要請が強くなったこと。第3は、戦後西欧各国＝ドイツ、イギリス、スイス、フランスなどに農業基本法の制定が行なわれ、農業と他産業の均衡維持等に大きな役割を果たしていたことなどです。

(米坂龍男『四訂 農業協同組合史入門』全国協同出版 p 138)

農業基本法の関連施策のなかで、農協と関連の深いものは次のとおりである。

①農業生産法人と農地信託制度の創設：農業生産法人は1962(昭和37)年7月の農地法一部改正法の施行により発足したもので、農地についての所有権、地上権、永小作権などが認められることになった。

農地信託制度も同時期の農協法改正により発足したもので、信託規程の認可を受けた農協は、農地、採草牧草地、森林などについて、売渡信託などを

行なうことができるようになった。

②農業構造改善事業の発足：まず1961(昭和36)年から第1次農業構造改善事業が実施された。それは「農業技術の革新と、農業生産の拡大を図りつつ、自立経営の育成と、協業の助長に資する」ということが目的で、30アールの大区画圃場整備や、大型トラクターの導入、集団的な樹園地造成や、ハウス団地、選果・集荷場の建設など、土地基盤の整備と経営近代化施設の導入を組み合わせられて進められた。各農協は、それらを側面から支援していった。

③農業近代化資金と農林中金の民主化：農業近代化資金は、農協などの資金に、国が利子補給をして、農家に低利資金を供給する目的のもとに生まれたものであり、1961(昭和36)年に行政措置で発足し、同年11月の農業近代化資金助成法の施行によって本格化した。

さらに、同月の農林中央金庫法の一部改正によって、農林中金の民主化＝役員への公選が実現した。それまで、役員すべてが政府の任命であったことと比較すると系統農協に与えた影響は大きかった、といえる。

④価格安定制度の整備：この時期、貿易自由化が進展し、農産物輸入は増大し国内農産物価格は不安定となった。特に注目されたのが大豆であった。貿易自由化のもとで、国内産大豆・なたねの価格は大きく低下し、1961(昭和36)年11月に「大豆なたね交付金暫定措置法」が生まれた。

また、同11月には「畜産物価格安定法」が成立した。この時期、全購連、全販連、全漁連、全森連などの農林漁業団体は、海外の協同組合との貿易による提携をはかるため、同4月に組合貿易連合会を発足させた。これが1961(昭和36)年、出資等を増強して組合貿易となる。これ以降、「加工原料乳生産者補給金暫定措置法」、「全国鶏卵価格安定基金」などの法律、基金がつくられ、価格安定制度が充実されていく(以上の記述は、『JA読本』全国農業協同組合中央会p120～122を参照した)。



農業基本法は、新しい時代に対応するため新しい政策・措置等を打ち出したのである。

それを受け農協も農林中金の民主化、組合貿易の誕生など新しい時代に対応した。

■ 農協の米価闘争

農協の農政運動もこの時期、活発に展開された。この時期の代表的なものは、米価闘争と営農団地運動である。とくに米価闘争について記述したい。

米価闘争が農民による所得補償要求、生活要求として定式化されるのは、1961(昭和36)年以降のことである。系統農協独自の算定方式に基づく高い要求米価水準を運動目標として掲げつつ、他方では大衆動員によるデモ行進の実施、各県・中央における要求大会の開催、地方議会や国会に対する陳情運動の展開といった運動パターンがこのころほぼ定着した。一連の闘争に対して「米価の季節」という流行語も生まれた。

米が日本農業を代表する普遍的な農産物であること、しかもそれは全面的な国家管理下であり価格も政府による公定米価以外には存在しないこと、米価値上げについては農協と農家の利益が一致すること等々といった条件が、はなばなしい運動形態を生んだ。

こうした農協の米価闘争が一般にいわれているほど強力であり、米価引上げに有効であったかはかなり疑わしい。とくに、第1次米過剰が表面化する1968(昭和43)年以降になると決定米価がほとんど横這いとどまっているのに対し農協の要求米価のみが一方向的にエスカレートしている。米価闘争は高度経済成長末期にはひとつの転換点を迎えたといわれている(以上の記述は、『新版 協同組合事典』家の光協会 p 355～356を参照した)。

<参考文献>

『JA読本』全国農業協同組合中央会 補訂版第2刷 2006年
米坂龍男『四訂 農業協同組合史入門』全国協同出版 1994年
『新版 協同組合事典』家の光協会 1986年